

生徒指導規程

呉中央中学校

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するためのものである。このため、生徒が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

(制服)

第2条 校内外の学習活動及び登下校(休業日を含む)の際は、学校が定める制服を正しく着用すること。

(1) 冬服 本校規定のブレザー及びカッターシャツまたはポロシャツ・スラックス・スカート

(2) 夏服 本校規定のカッターシャツ

2 自分の体調や季節・気象状況を自らで判断し、本校規定の制服を正しく着用すること。

※詳細は、服装・髪型規定に示す。

(髪型)

第3条 社会の一員としてふさわしい、中学校生らしい髪型とし、次のことを禁止する。

(1) 特異な髪型

(2) 染色・脱色

2 違反があった場合、特別な指導を行う。

(化粧・装飾・装身具)

第4条 次のことを禁止する。

(1) マニキュア等の爪や皮膚への装飾

(2) 口紅(色つきリップクリームを含む)、マスカラ等の化粧類

(3) ピアス等の装身具

(4) 眉毛のそり落とし、睫毛の加工

2 違反があった場合、特別な指導を行う。

第3章 特別な指導に関すること

(問題行動への特別な指導)

第5条 次の問題行動を起こした生徒で、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

(1) 法令・法規に違反する行為

① 飲酒・喫煙

② 暴力・威圧・強要行為

③ 建造物・器物損壊

④ 窃盗・万引き

⑤ 性に関するもの

⑥ 深夜徘徊

⑦ 薬物等乱用

⑧ 交通違反

⑨ 刃物等所持

⑩ その他法令・法規に違反する行為

(2) 本校の規則等に違反する行為

① いじめ

② カンニング

③ 不要物の持ち込み(スマホ, 漫画, 菓子類等)

④ 喫煙同席・喫煙準備行為(煙草等の所持)

⑤ 家出

⑥ 登校後の無断外出・無断早退

⑦ 指導に従わないなどの指導無視及び暴言等

⑧ その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

2 違反があった場合、特別な指導を行う。

3 必要に応じて、警察等関係機関と連携を行う。

(反省指導)

第6条 特別な指導のうち、反省指導は次のとおりとする。

(1) 説諭

(2) 学校反省指導(説諭, 反省文, 奉仕活動及び学習等)

(反省指導の実施)

第7条 反省指導は、学校反省とする。

2 学校反省は相談室で行う別室反省指導と通常の学校生活(授業等)で行う授業反省指導の2段階とする。

(1) 別室反省指導期間中に実施される定期試験等は別室で受験する。

(2) 反省指導期間中に実施される学校行事や部活動の公式大会への参加は、別途協議する。

(反省指導の期間)

第8条 反省指導の期間は、管理職、生徒指導主事、担任等が協議して決定する。

2 別室反省指導は、概ね5日以内とし、授業反省指導は、概ね10日以内とする。ただし、問題行動の程度や繰り返し等により指導期間を変更することがある。